

様式5（日本産業規格A4縦長型）

質問回答書

産技総研第154号
令和7年12月1日

入札関係業者様

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
理事長 北森 武彦

下記の入札案件に係る質問について、次のとおり回答します。

記

| | |
|-------|-----------------|
| 入札案件名 | 令和8年度海老名本部の電力購入 |
| 質問内容 | 別紙のとおり |
| 回答 | 別紙のとおり |

入札事務担当者情報

| | |
|----------|----------------------|
| 部署名 | 総務部経理課 |
| 氏名 | 大下 和美 |
| 電話番号 | 046-236-1500 内線 5016 |
| FAX | 046-236-1525 |
| Eメールアドレス | om-keiri@kistec.jp |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|---|
| 1 | 【燃料費（等）調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社様）の入札時の約款に基づく単価を適用させていただいていただきますが、問題ございませんでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 2 | 【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 3 | 【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 4 | 【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書が発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 5 | 【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。) | 現在の契約電力は仕様書記載の通りです。 また根拠資料の提出について、問題ありません。 |
| 6 | 【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。 | 毎月1日です。 |
| 7 | 【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。 | 現在の電力供給会社は丸紅新電力株式会社です。 |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|--------------------------------------|
| 8 | <p>【料金の請求について】</p> <p>弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。</p> | 問題ありません。 |
| 9 | <p>【契約書（案）について】</p> <p>第6条（契約電力）について記載の内容は、実量制（契約電力が500kW未満）の場合の記載内容かと思われませんが、弊社が落札者となった場合は第6条（契約電力）についての記載内容を協議制（契約電力が500kW以上）の場合の文面に修正・追記させていただきたいのですが、ご了承いただけますでしょうか。</p> | 問題ありません。 |
| 10 | <p>【料金のお支払方法について】</p> <p>弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかをお願いしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p> | 問題ありません。 |
| 11 | <p>【途中解約について】</p> <p>仕様書等に記載の無い事項で、契約期間中に供給施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p> | 問題ありません。 |
| 12 | <p>契約開始日とあわせて契約電力を変更しますでしょうか。</p> <p>・契約電力を増加される場合は一般送配電事業者の管轄事業所と事前協議を必ず実施していただくようお願いいたします。（事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合等や手続きの期間が短く協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。）</p> <p>・また、契約電力を減少される場合も同様に協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますのでご了承ください。</p> | 原則、契約開始日と併せて契約電力を変更するため、管轄事業所と協議します。 |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 13 | 契約電力を変更（増加・減少）する場合、一般送配電事業者への接続供給サービス申込みのため、申込契約電力の算出根拠が必要となりますので、弊社が落札した場合は、算出根拠資料の提出をお願いいたします。（事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合等や手続きの期間が短く協議が調わない場合は、契約変更日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。） | 問題ありません。 |
| 14 | 現在の供給者を教えていただけますでしょうか。 | 7の回答を参照してください。 |
| 15 | 現在の契約電力および直近一年間の最大需要電力を提示していただけますでしょうか。電気需給開始日時点で過去1年間の実績最大電力が仕様書の契約電力を上回っている場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は過去1年間の実績最大電力でのご契約となりますがご了承くださいませか。また、仕様書記載の契約電力の根拠が必要となりますので、弊社が落札した場合は、算出根拠資料の提出をお願いいたします。 | 仕様書及び仕様書の資料2の通りです。また根拠資料の提出について、問題ありません。 |
| 16 | 電気の需給契約は1年を単位としており、新たに電気の需給契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則としております。1年に満たないで需給契約を廃止される場合は、1年未満のご使用としての料金の精算、期中解約金を申し受けます。また、契約電力等を1年に満たないで減少される場合は、当該部分について1年未満のご使用として料金を精算させていただきます。1年未満のご使用としての料金の精算および期中解約金は、料金最終請求月に料金精算させていただきますがよろしいでしょうか。 | 契約書(案)第25条に基づき、落札業者と協議の上、対応します。 |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|---|
| 17 | <p>弊社は令和6年4月1日の電気需給約款の改定により電力量単価が単一となる料金プラン(ベーシックプラン)での応札となります。毎月の電気料金内訳も(夏季・その他季等2窓)(ピーク・夏季昼間・その他季昼間・夜間等4窓)の区別がなく使用電力量料金として、単一単価が表示されますがよろしいでしょうか。</p> | <p>問題ありません。</p> |
| 18 | <p>電気料金請求書(払込用紙)はお支払専用用紙となりますので、ご請求金額の内訳は表示されておりません。弊社のWEBサイトより「電気料金等請求書・請求金額内訳」お知らせさせていただきますので、締め日翌日8時以降に閲覧・ダウンロードが可能となりますがよろしいでしょうか。</p> <p>なお、「電気料金等請求書・請求金額内訳」はインボイス制度に対応した適格請求書となりますが、押印は必須ではないため省略しております。</p> <p>また、代表者名、責任者名、担当者名、連絡先等の表示もございません。</p> | <p>出納事務取扱規程第24条で「証拠書類は、原本に限る。」と原本の提出を求めているため、WEBページに掲載される帳票が原本という取り扱いであれば問題ありません。</p> |
| 19 | <p>弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、電気需給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目的事項に関しては地域を所轄するみなし小売電気事業者の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。</p> | <p>問題ありません。</p> |
| 20 | <p>一般送配電事業者の託送供給約款の見直し(レベニューキャップ制度)等、社会情勢の大きな変化があった場合は、契約単価を変更させていただきたいと存じますが応じていただけますか。</p> <p>※レベニューキャップ制度とは、近年頻発している自然災害や、再生可能エネルギーの普及など、様々な環境変化に対応するため、一般送配電事業者が電力送配電設備の強靱化などに必要な投資の確保と、コスト効率化による費用削減を両立させるための制度となり、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用料であることから、当社にて提供しているすべての料金メニューが対象となります。</p> | <p>契約書(案)第25条に基づき、協議に応じます。</p> |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|---|
| 21 | 弊社が落札した場合、実際の料金算定にあたっては、各月の実測力率により基本料金を算定することとし、電力量料金については当該月の燃料費調整単価および市場価格調整単価による調整を行うことよろしいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 22 | お支払期限日を弊社需給約款に記載の支払期日以外の日でご指定いただいておりますが、電気料金請求書（払込用紙）および、弊社のWEBサイト内にてお知らせする「電気料金等請求書・請求金額内訳」ではお支払期日の記載をご指定の期日に修正できないため、裕度を持たせた日程で表示させていただいておりますがよろしいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 23 | 一般送配電事業者の使用電力量等算定方法が変更となり、計量器の指示数による差引から、一般送配電事業者から提供される30分値（48コマ）の積算により行っています。使用電力量等は、弊社のWEBサイト内の電気料金等のお知らせ、適格請求書（電気料金等請求書裏面の請求金額内訳）によりお知らせすることになりますがよろしいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 24 | 弊社が落札した場合、契約先変更の手続きに必要な以下の内容についてご提示いただけますでしょうか。 ・供給地点特定番号 ・現在の供給者とのご契約番号（コード） ・現在の供給者とのご契約名義 ・現在の供給者 | 問題ありません。 |
| 25 | 質問書の回答内容を確認するために担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。 | 回答書はHPにて公開し、複数の業者様が確認されることを想定しています。業者様間の公平性確保のため、個別のお問い合わせにはご対応致しかねます。 |
| 26 | 開札結果は開札日にご担当者様より、電話、メール等でご連絡をいただけないでしょうか。その場合、全ての応札者名、応札価格、等を教えていただくことは可能でしょうか。 | 開札結果は、開札後速やかに応札された全ての業者に対して一斉にメールにて通知を行います。（入札担当者のEメールアドレス宛に「落札者決定通知書（PDF形式）」を送付します）併せて弊法人公開ホームページに「入札結果表」を掲載します。「入札結果表」には応札された業者名・入札金額・落札金額等を記載してありますので、そちらをご確認ください。 |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|--|
| 27 | 入札説明書および入札仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にて連絡をいただけますでしょうか。 | 原則、修正はございません。 |
| 28 | 弊社が落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 29 | 内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 30 | <p>入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。</p> <p>① 基本料金 = 契約電力 × 単価 × 力率 (小数点3位以下切り捨て)</p> <p>② 電力量料金 = 使用電力量 × 単価 (小数点3位以下切り捨て)</p> <p>③ 燃料費等調整 (燃料費調整単価 + 市場価格調整単価) = 使用電力量料金 × 単価 (小数点3位以下切り捨て)</p> <p>④ 再エネ賦課金 = 使用電力量 × 単価 (円未満切り捨て)</p> <p>※③④は入札時の算定に含む場合</p> <p>⑤ 月合計 = 【①、②および③の料金の合計 (円未満切り捨て)】 + ④</p> <p>税込総額 → 税抜総額に割り戻す場合</p> <p>⑥ 入札金額 = ⑤ × 100 / 110 (円未満切上)</p> <p>※入札説明書に記載の通りの「消費税額を加算した額」を落札金額とする場合、切り上げ処理でないと計算結果に差が出るため切り上げ処理とさせていただきます。</p> | 問題ありません。 |
| 31 | 入札書と同封してよろしいでしょうか。同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。 | <p>入札書受付期間は資格確認通知発行後となりますので、同封は不可です。</p> <p>入札書を入れる内封筒につきましては、添付資料【郵便又は信書便による入札書の提出について】の3ページに記載例がありますのでご参照ください。</p> |
| 32 | 入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。 | 入札書提出期間内であれば特に指定はございません。 |
| 33 | 弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。 | 2回目の入札時に入札書提出がないことをもって、参加意思がないものとみなすため、再入札辞退届の提出は不要です。 |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|--|
| 34 | 現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。（適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください） 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等 | 7の回答を参照してください。契約種別は高圧電力となります。 |
| 35 | 本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。 | 仕様書記載の通り、予備線の契約があります。 |
| 36 | 本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。 | 自家発補給電力の契約はありません。 |
| 37 | 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか下記ご確認をお願いいたします。 （500kW未満の実量制契約の場合） 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。 （500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合） ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。（落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。） （500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合） ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。 管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。 （落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。） | 契約電力の変更は原則として考えていませんが、変更の場合は契約書(案)第6条に基づき協議したうえで対応いたします。 |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|---------------------------------|
| 38 | 協議制契約(500kW)の場合契約電力変更を1年間以内に2回以上行う等、お客様起因にて供給地点エリアの送配電事業者より違約金を請求された場合は弊社より違約金相当分をご請求させていただきますがよろしいでしょうか | 契約書(案)第25条に基づき、落札業者と協議の上、対応します。 |
| 39 | 請求書の表記について、 【線上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月1日から2025年4月30日まで使用した電気料金は、2025年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2025年4月18日から2025年5月17日まで使用した電気料金は、2025年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2025年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 | 6の回答を参照してください。請求について不都合はありません。 |
| 40 | 弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておりません) 契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 41 | 燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。 | 契約書(案)第25条に基づき、協議に応じます。 |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|---|
| 42 | 弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8～10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着（請求書の原本郵送が必要な場合に限る）とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 43 | 支払期日について、下記期日をお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内（検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内） 【口座振替の場合】繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日（2～15日）と翌月27日（16～31日）にお振替 | 支払日は契約書(案)第11条第2項のとおりです。支払方法については口座振替を想定しており、その他の方法については落札業者と別途協議します。 |
| 44 | 弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客様にはお客様専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能) | 問題ありません。 |
| 45 | お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。 | 43の回答を参照してください。 |
| 46 | 【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。 | 分割請求や分割振込の対応は不要です。 |
| 47 | 弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。 | 協議は可能ですが、入札時の仕様等と矛盾が生じる内容の場合は応じられません。詳細については別途落札業者と協議します。 |
| 48 | 契約書の取り交わし（双方押印・原本到着）期日はございますでしょうか。弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日内での対応ができかねる場合は提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。（契約締結日は指定いただけます。） | 特段の期日はありませんが、速やかな対応を求めます。詳細は落札業者と協議の上、決定します。 |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 49 | 入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。 また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。(参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など) | 契約事務取扱規程第6条に該当し、全額または一部免除となる場合、申請は不要です。詳しくは、次のURLを参照してください。 https://www.kistec.jp/kistec-manage/wp-content/uploads/keiyakujimu_230414.pdf |
| 50 | 【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】 対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。 | |
| 51 | 【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】 契約中の案件でもよろしいでしょうか。 | |
| 52 | 【免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】 実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。 | |
| 53 | 契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。 また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。 上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。 | 契約保証金の納付は不要です。 |
| 54 | 再生可能エネルギー供給を含む契約について、再生可能エネルギー電気の比率に関して確認できる資料（非化石証書・特定電源割当証明書）の証書購入タイミングの都合上、2027年7月頃の発行となりますがご了承いただけますでしょうか。 | 入札公告文記載の通り対応をお願いします。 |
| 55 | 適合証明書に関して令和5年度の数値で提出をするように記載がありますが、現在令和6年度の数値を国に報告しており、報告した数値をHPに記載させていただいております。 弊社としては適合証明書の数値を令和6年度の数値で提出をさせて頂ければとおもいますが、問題ないでしょうか | 原則、令和5年度の数値での提出を求めます。令和6年度の数値での提出があった場合、資格審査の際に別途理由書の提出を求める場合があり、理由により不適合とする場合があります。 |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|---|
| 56 | 「使用印鑑届」のみ実印と認印を両方を捺印し、それ以外の書類は認印のみ押印させていただきますが問題ないでしょうか | 入札書の真正性を確認するため、使用印鑑届をご提出いただいております。そのため、入札書と使用印鑑届では同じ印鑑をご使用ください。 |
| 57 | 電力切替のお手続きが供給開始の15営業日前までに不備のない状態で手続きを終える必要があります。落札後の手続きとして下記の流れになります。 ①請求書データより、必要な情報を弊社にて記載した申込書の作成（契約名義・供給地点番号・契約会社・契約会社お客様番号） ②弊社記載後各拠点のご担当者様情報（所属部署・名前・メールアドレス）と各需要場所の主任技術者様の情報（所属会社、担当者名、電話番号）等を申込書に記載頂く ③現供給電力会社および送配電への連携（供給開始前15営業日以内※不備のない状態） | 問題ありません。 |
| 58 | 基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか。 | 対応可能ですが、詳細は別途落札業者と協議します。 |
| 59 | 弊社ではFIT非化石証書および非FIT非化石証書と電気は火力等の化石（電源）由来（JEPXの電力等）を組み合わせた「実質再エネ」電気での入札となりますが、よろしいでしょうか。 ※弊社メニューは電気に環境価値を付してお届けするプランで、電気は火力等の化石（電源）由来を含む電力になります。 | 参加資格要件を満たしていれば問題ありません。 |
| 60 | 各施設の現在の電力供給会社 及び現在の計量日を教えてください。 | 6及び7の回答を参照してください。 |
| 61 | 各施設について、自動検針装置はついてますか。 | 設置しております。 |
| 62 | 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。 | 36の回答を参照してください。 |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|-----------------------------|
| 63 | 入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。 | 32の回答をご参照ください。 |
| 64 | 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する） | 仕様書記載の通りです。力率100%で算定してください。 |
| 65 | 入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますか。 | 税込金額で積算してください。 |
| 66 | 入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理につきましては下記の端数処理方法にて算出して問題ございませんか A：基本料金＝契約電力×単価×力率 （小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） B：電力量料金＝使用電力量×単価（小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） C：燃料費等調整（燃料費調整単価＋市場価格調整単価）＝使用電力量×単価 （小数点以下第3位は切り捨て、小数点第2位までは保持） D：再エネ賦課金＝使用電力量×単価（小数点以下切り捨て） ※C・Dについては入札時に含む場合のみ E：月額合計＝各月A～D合算（小数点以下切り捨て） | 内訳書に記載の無い処理については問題ありません。 |
| 67 | 税込総額→税抜総額にする際 円未満切上として処理して問題ございませんか。 | 問題ありません。 |
| 68 | 入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうか。または全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか（同一単価での提出となります）。 | 全施設をまとめたもの1枚で対応可能です。 |
| 69 | 毎月のお支払いについて、弊社では「銀行振込」でのお支払いのみとなりますがご了承いただけますでしょうか。 | 43の回答を参照してください。 |
| 70 | 請求書は紙請求書を郵送いたします。請求書の到着は毎月15日前後、また長期連休時に20日頃になる可能性がございますがよろしいでしょうか。（到着前の確定金額の提示はできません） | 問題ありません。 |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|---|---|
| 71 | 発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますか。 | 問題ありません。 |
| 72 | 契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますか。 | 問題ありません。 |
| 73 | 請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。 | 支払日は契約書(案)第11条第2項のとおりです。支払方法については口座振替を想定しており、その他の方法については落札業者と別途協議します。 |
| 74 | 弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますか。 (自動販売機・施設内の売店等) | 問題ありません。 |
| 75 | 毎月の請求発行方法をご教示いただけますか。 ①施設別 ②一括(すべてまとめた請求書) ①②以外(詳細をご教示ください) | ②一括でお願いします。 |
| 76 | 燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますか。 | 覚書(案)第4条第1項のとおりです。 |
| 77 | 燃料費調整単価は東京電力エナジーパートナー様の算定諸元である「燃料費調整額＝燃料費調整単価(ベーシックプラン)＋市場価格調整単価(ベーシックプラン)」の時間帯別燃料費調整単価にて算出適用しております。ご了解いただけますでしょうか。 | 覚書(案)第4条第1項のとおりです。 |
| 78 | 当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。 | 契約書(案)第25条に基づき、協議に応じます。 |
| 79 | 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますが(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承をお願いします。 | 37の回答を参照してください。 |

令和7年12月1日
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

質問・回答書「令和8年度海老名本部の電力購入」

| No. | 質問内容 | 回答 |
|-----|--|--|
| 80 | 契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますか。 | 問題ありません。 |
| 81 | 契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW | 仕様書及び仕様書の資料2のとおりです。 |
| 82 | 上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますか。 | 現在の契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違はありません。 |
| 83 | 施設において建築・増築にかかる移転はございますか。 | 移転の予定はありません。 |
| 84 | 供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますか。 | 例示いただいた内容の工事の予定はありません。 |
| 85 | 契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますか。 | 84の回答を参照してください。 工事が発生する場合は、協議について対応します。 |
| 86 | 開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。 あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。 | 26の回答をご参照ください。 |
| 87 | 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。 | 問題ありません。 |